

## 直島町猫の避妊・去勢手術費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の動物愛護の趣旨に基づき、予算の範囲内において猫の避妊又は去勢手術を実施し、当該手術にかかる費用を負担した者に対して補助金を交付することにより、猫の不必要な繁殖及び飼い主のいない猫の増加を抑え、殺処分を余儀なくされる不幸な猫をなくすことを目的とする。併せて、動物の愛護及び管理についての理解を深め、公衆衛生の向上並びに社会生活の安定に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 猫 その所有者が直島町内に居住し、かつ、住民基本台帳に記録された者であり、直島町内において飼育している猫及び直島町内で生息する所有者のいない猫のうち、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が糞尿の清掃その他地域環境の改善の取り組みを行う猫をいう。

(2) 避妊又は去勢手術 メス猫の卵巣及び子宮を摘出する手術並びにオス猫の睾丸及び副睾丸を摘出する手術をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 直島町内に居住し、住民基本台帳に記録されている者

(2) 猫の避妊又は去勢手術を実施し、かつ、その費用を負担した者（営利を目的として猫を飼養している者を除く。）とする。

(3) 町税を滞納していない者

### (補助金額)

第4条 補助金の額は、当該手術費の2分の1以内の額とする。ただしその額が次の額を超えるときは、それぞれ次の額とする。

(1) メス猫の避妊手術1匹につき15,000円

(2) オス猫の去勢手術1匹につき10,000円

### (補助金交付申請)

第5条 申請者は、直島町猫の避妊・去勢手術費補助金申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出するものとする。

### (交付決定及び通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正であると認められる場合は補助金の交付を決定し、申請者に交付の決定を通知のうえ、補助金を交付するものとする。

### (補助金の返還)

第7条 町長は、補助金の交付を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、その都度町長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

直島町猫の避妊・去勢手術費補助金申請書

年 月 日

直島町長 様

申請者 住所 直島町 番地  
氏名  
電話番号

記

1 交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 猫の性別等

種別	性別	なまえ
猫		

3 施術獣医師等

住所	
病院名	
獣医師名	

4 添付書類

\* 避妊手術等にかかる領収書の写し

領収書には種別、性別、動物のなまえが記載されていること

5 補助金振込先

金融機関名		支店名	
口座種類	普通・当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義人			

※口座名義人は申請者と同じであること